

## 市が想定している開場時間、使用時間及び利用料金（参考）

施設		開場時間	使用時間	利用料金	備考
公園全体		特に定めない。	特に定めない。	納付しない。	・下記に定めのない施設については、公園全体に準ずる。
メインエントランス・サブエントランス		特に定めない。	特に定めない。	納付しない。	
自動車用通路、バスロータリー		午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	・選定事業者の提案により、使用日に応じて、開場時間及び使用時間を変更することができる。 ・開場時間外は、自動車用通路及びバスロータリーをゲートで閉鎖する。
ジョギングコース		特に定めない。	特に定めない。	納付しない。	
駐車場	自転車	特に定めない。	特に定めない。	納付しない。	
	原動機付自転車	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	・選定事業者の提案により、使用日に応じて、開場時間及び使用時間を変更することができる。 ・原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車は、自動車専用通路もしくはバスロータリーを通じて、駐車場に入場する。
	普通自動二輪車				
	大型自動二輪車				
	普通自動車	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付する。（利用料金は、1時間当たり200円を上限とし、選定事業者の提案による。）	・選定事業者の提案により、使用日に応じて、開場時間及び使用時間を変更することができる。 ・普通自動車、中型自動車及び大型自動車は、自動車専用通路もしくはバスロータリーを通じて、駐車場に入場する。
	中型自動車			納付する。（利用料金は、1時間当たり600円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
大型自動車	納付する。（利用料金は、1時間当たり1,000円を上限とし、選定事業者の提案による。）				
総合競技場	総合競技場（専用利用）	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付する。（利用料金は、1時間当たり4,000円を上限とし、選定事業者の提案による。）	・開場時間外は管理用扉を閉鎖する。 ・開場時間外は管理用扉を閉鎖する。 ・放送設備は、総合競技場を専用利用する場合に使用できる。 ・写真判定装置は、総合競技場を専用利用する場合に使用できる。 ・夜間照明は、総合競技場を専用利用する場合に使用できる。ただし、個人利用に配慮した使用日や使用時間の設定は、選定事業者の提案により可能とする。
	総合競技場（個人利用）			納付する。（利用料金は、1回当たり200円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	競技運営室			納付する。（利用料金は、1時間当たり800円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	放送設備（拡声設備）			納付する。（利用料金は、1時間当たり400円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	写真判定装置			納付する。（利用料金は、1時間当たり1,250円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	夜間照明（専用利用）			納付する。（利用料金は、1時間当たり4,000円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	夜間照明（個人利用）			納付する。（利用料金は、1時間当たり200円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	スタンド			納付しない。	
テニスコート	テニスコート	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付する。（利用料金は、1時間当たり600円を上限とし、選定事業者の提案による。）	・開場時間外は管理用扉を閉鎖する。
	夜間照明			納付する。（利用料金は、1時間当たり600円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
公園管理室		午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	
救護室		午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	
更衣室（シャワー室含む）	更衣室	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	
	ロッカー			選定事業者の提案による。（利用料金は、1回当たり100円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
	シャワー			選定事業者の提案による。（利用料金は、1回、3分当たり100円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
多目的室		午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付する。（利用料金は、1時間当たり800円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
器具庫	器具庫	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	納付しない。	
	競技用器具	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	午前6時から午後10時の間で選定事業者の提案による。	選定事業者の提案による。（利用料金は、1回、1点当たり100円を上限とし、選定事業者の提案による。）	
防災倉庫		特に定めない。	特に定めない。	納付しない。	・市市民安全部防災対策課が自由に使用できる。
トイレ		選定事業者の提案による。	選定事業者の提案による。	納付しない。	・トイレの開場時間及び使用時間は、公園利用者や防犯面に配慮した中で、選定事業者の提案による。 ・公園内に設置したトイレのうち1箇所は、24時間利用できる。